

「その他プラスチック」の再商品化を開始！



海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機に、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進させるため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。プラスチックの資源循環に向けては、事業者・消費者・国・地方公共団体など全ての参画者が、相互に連携しながら取り組むことが必要とされています。法律の施行に伴い、津市では令和6年度から、家庭から排出された「その他プラスチック」の再商品化(リサイクル)を開始しました。

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX229-3354

脱炭素に向けた新たな取り組み

その他プラスチックの再商品化(リサイクル)

家庭から排出された「その他プラスチック」を三重中央開発(株)がペレット(粒状のプラスチック)へと再商品化します。ペレットは、製造業者によりプラスチック製のパレット(荷台)や杭などに製品化されます。



脱炭素に向けたこれまでの取り組み

ペットボトルの水平リサイクル

令和4年8月に行った「津市脱炭素宣言」の具体的なアクションとして、協栄J&T環境(株)・サントリーホールディングス(株)・サントリー食品インターナショナル(株)と協定を締結し、昨年度から市内で排出されたペットボトルの水平リサイクルを実施しています。



1年間で584t(2,400万本相当)のペットボトルを水平リサイクル！



バーチャル工場見学！～三重中央開発(株)のペレット化処理～

1 破袋機

プラスチックを細かくする



2 振動ふるい機

プラスチックと異物を分ける



3 光学選別機

ペレットにするためのPPとPEを選別する

PPは「ポリプロピレン」
PEは「ポリエチレン」だよ



4 破碎機

PPとPEをさらに細かくする



5 比重分離機

PPとPEに含まれる不純物を分ける



6 高速脱水機

比重分離機で含まれた水分を脱水する

